

別表七の二付表二 「連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結法人が法第81条の9第2項各号(連結欠損金の繰越し)に掲げる場合若しくは同条第5項第1号から第3号まで、第5号若しくは第6号に規定する場合に該当する場合又は法第81条の10第1項(特定株主等によって支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用)に規定する欠損等連結法人(以下「欠損等連結法人」といいます。)である連結法人が同項に規定する政令で定める事由に該当する場合に使用します。

なお、この明細書は、法第81条の9第6項に規定する連結欠損金個別帰属額(以下「連結欠損金個別帰属額」といいます。)に係る連結欠損金額が生じた連結事業年度ごとに記載してください。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「1」から「8」まで、「10」から「15」まで及び「17」から「21」までの各欄の内書	法第81条の9第3項に規定する特定連結欠損金個別帰属額を記載します。	
「連結親法人又は特定連結子法人の欠損金額等で連結欠損金額とみなされるもの1」及び「特定連結子法人の欠損金額等で連結欠損金額とみなされるもの4」の各欄	法第81条の9第2項第1号に定める欠損金額若しくは連結欠損金個別帰属額(同項の連結親法人又は同号に規定する特定連結子法人が法第81条の10第4項に規定する場合に該当する場合における同項に規定する欠損金額又は連結欠損金個別帰属額を除きます。)を記載します。	
「連結親法人又は連結子法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額2」、「連結子法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額5」及び「連結親法人又は連結子法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額8」の各欄	法第81条の9第2項第2号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額(欠損等連結法人である連結親法人又は連結子法人の法第81条の10第2項第1号に掲げる未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額、欠損等連結法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有する同条第3項に規定する内国法人の残余財産が確定する場合における同項に規定する未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額及び法第81条の9第2項の連結親法人又は連結子法人が法第81条の10第5項に規定する場合に該当する場合における同項に規定する未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額を除きます。)を記載します。	この欠損金額又は連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細を別表七(-)付表一から別表七(-)付表三までに所要の調整を加えたものに記載して添付します。
「連結内適格合併等による引継額」の各欄	連結法人を合併法人とする適格合併で当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結子法人を被合併法人とするものが行われた場合又は当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結子法人で当該連結法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合に記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結欠損金個別帰属額の加算額 14」	<p>残余財産が確定した他の連結子法人に株主等が二以上ある場合には、「連結欠損金個別帰属額の加算額 (8) + (13) を当該他の連結子法人の発行済株式又は出資（当該他の連結子法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該連結法人の有する当該他の連結子法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額) 14」 として記載します。</p>	
「離脱をした連結子法人の前期の連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額15」	<p>法第4条の5第1項又は第2項（第4号及び第5号に係る部分に限ります。）（連結納税の承認の取消し）の規定により法第4条の2（連結納税義務者）の承認を取り消された連結子法人の連結欠損金個別帰属額を記載します。</p>	
「連結欠損金の繰戻し還付の特例の基礎となった連結欠損金額の個別帰属額 16」	<p>当該連結事業年度において法第81条の31第3項（連結欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第1項の規定の適用を受けた場合にその基礎となった連結欠損金額に係る各連結法人の令第155条の21第2項第4号に定める金額を記載します。</p>	
「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しないことによりないものとされる連結欠損金額 17」	<p>法第81条の9第5項第3号に定める金額を記載します。</p>	<p>当該金額に関する明細を別表七(一)付表一から別表七(一)付表四までに所要の調整を加えたものに記載して添付します。</p>
「欠損等連結法人の適用連結事業年度前の連結欠損金額のうち当該欠損等連結法人に帰せられる金額 18」	<p>欠損等連結法人の令第155条の22第9項各号（特定株主等によって支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）に定める金額のうち当該欠損等連結法人に帰せられる金額を記載します。</p>	
「連結欠損金当期控除前の調整後の連結欠損金個別帰属額 21」	<p>次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。 (1) 最初の連結事業年度の場合……「3」又は「6」の金額 (2) その他の連結事業年度の場合……「20」の金額</p>	

3 根拠条文

法81の9、法81の10